

市民サービスの再構築

1 市民参画による地域主体のまちづくり

今まで以上のより積極的な地域主体のまちづくりを進めるために、市民が活動しやすい環境づくりに努め、市民の自主的活動と責任ある自己決定を支援する仕組みを再構築する。また、そうした点を踏まえて、「地域における行政サービスの提供拠点」及び「区民と行政の協働の拠点」としての区役所の機能を強化する。

市民参画による地域主体のまちづくりを目指すための諸方策

諸方策	具体的な内容	進捗内容
市民利用施設のネットワーク化	市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家等の施設を、市民の生涯活動と地域コミュニティの拠点として位置づけ、市民に身近な施設を地域の実情に応じて、より有効に利用できるよう区役所を中心に運営を行い、関連施設のネットワーク化により多機能化し、有機的連携を図ります。	次のとおり検討 ・公園事務所、市民館などの区への編入に向けた検討に着手。
市立学校施設の複合化・有効活用	地域コミュニティの中心的な場の環境を持つ市立学校施設の物理的空間と時間的空間の有効活用を図るため、改築等に際しては福祉施設等の異なった機能の施設を合築することや、市民の自主的な生涯学習・生涯活動・地域コミュニティの場としての活用が図られるよう積極的・多面的な複合化を進めるとともに、既存の市立学校施設においても、余裕教室の活用や利用されない休日や放課後における市民活用を積極的に進めます。	次のとおり検討 ・義務教育施設、福祉施設を中心に複合化に着手。

諸方策	具体的な内容	進捗内容
地域人材の積極的な活用	<p>これまで専ら行政が担ってきたサービス提供については、成熟した市民(ボランティアやNPOなど)の自己実現と社会還元を促すため、社会福祉や学校教育、生涯学習等に関して、新しいタイプの住民参加とコミュニティ活動の支援とネットワーク化を進めるとともに、市立学校においても地域の有意な人材の積極活用や、市立学校の教育環境を地域で有意義に活用することを進めます。</p>	<p>次のとおり検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市的な活用可能事業の整理と体系化に向け検討中。
地域子育て支援体制の確立	<p>地域における自主的な子育て機能の充実強化に向けて、子育て家庭への相談指導や情報提供、子育てサークル及び子育てボランティアの育成など地域特性に応じた支援システムを確立するため、教育委員会所管の「子育て広場」と健康福祉局所管の「地域子育て支援センター」等の地域子育て支援に関する施策の機能・体制を一元化するとともに、こども文化センターなどの地域拠点施設も活用した、専門的な立場からの子育てアドバイスが可能なような、きめの細かい子育て支援策の展開を図ります。</p>	<p>次のとおり検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内に横断的なプロジェクトを立上げ、検討に着手。
ITを活用した情報サービスの充実	<p>各施設に設置されている専用端末で行っていた手続きを、市のホームページを介して全国どこからでも可能となるよう、公共施設利用予約システム(ふれあいネット)の再構築や、行政情報等を一方的に提供することにとどまらない双方向伝達(電子会議室等)を構築するなど、市民と行政のコミュニケーションシステムを充実して、情報社会における新しい地域経営の視点からの市民と行政の関係づくりをめざします。</p>	<p>次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ゴミ収集申込みや情報公開申請など、電子申請システムの実証実験に着手。

2 社会環境の変化に合わせた施策の再構築

介護や支援等を必要とする方々のために、介護保険制度及び関連事業、障害児者対策、社会的子育て対策等を着実に充実させる一方で、元気な高齢者については、単に加齢のみを要件として保健福祉サービスの対象とすることについては見直す。

社会環境の変化に合わせた施策の再構築

事業例	見直しの方向・内容	備考	進捗内容
老人医療費助成事業	少子高齢化の進展に伴い、受益者と負担者の構成が相対的に大きく変化しており、国の抜本的な医療制度改革が実行段階になっている状況の中で、市独自で対応してきた本事業については、本来医療制度は国により全国一律に保障される必要があるという考え方から見直します。	他制度(被保護者は医療扶助、障害者は更生医療)により、真に必要な高齢者に対しては保障されている。 横浜市には制度なし。	次のとおり検討 ・国の老人医療制度改革の動向を注視しながら、他の医療費助成(小児・重度障害者・ひとり親家庭等)を含めた制度全般に係る見直しに向けた考え方について、検討中。
長寿高齢者に対する敬老祝事業	制度が創設された昭和30年代半ばと比較して、平均寿命は12～14歳延びており、また高齢化率も5.7%から17.5%と3倍を超える状況下において、祝金品の贈呈は、もはや本来の政策目標を果たした事業となっています。今後、緊急性・重要性の高い施策に財源を移転する必要があるという考え方から見直します。		次のとおり実施 ・77歳以上の全高齢者に対して金銭を支給する方式から、77歳・88歳の節目及び99歳以上の方に限定し、市内特産物等の品物を贈呈する方式に改める。 対象者：8,740人 予算額：44,822千円

事業例	見直しの方向・内容	備考	進捗内容
寝たきり老人等に対する介護援助手当	在宅の65歳以上の寝たきり老人等に対する月額10,000円の手当の支給ですが、「家族介護から社会介護へ」という基本的な考え方から介護保険制度が発足したことに鑑み、基礎的自治体の金銭給付的事業のあり方という観点から見直します。		次のとおり実施 ・介護保険制度が定着してきたことを受け、下半期から国基準(家族介護慰労事業)の要件(4・5級、一年間介護サービス受けず)に該当する方に対象者を限定する。 対象者：84人(見直し後) 予算額：168,212千円
生活保護受給者に対する夏期年末慰問金	扶助費そのものや、他の公的制度(社会保険料、保育料、住民税等の減免など)の充実により、ナショナルミニマムは達成されているとの認識に立ち、経済的自立を促す「自助」の観点からも見直します。	北九州、福岡廃止済(支給例) 1人世帯夏7,300円、冬9,300円	次のとおり実施 ・支給単価について神奈川県制度との均衡を図るため、同額の年額8,000円に改める。 予算額：236,444千円
介護保険制度を補完するような経過措置的ホームヘルパー派遣事業	介護保険制度の円滑な導入を図るために実施してきた過渡的な事業であるという認識に立ち、事業の時限性の観点から見直します。		次のとおり実施 ・経過措置として、一定の目的を達成したことから、新たにひとりぐらし等の高齢者の在宅生活を維持することを目的とした「軽度生活援助事業」に段階的に移行する。 予算額：113,704千円

事業例	見直しの方向・内容	備考	進捗内容
低所得者に対する生活資金貸付事業	低所得世帯を対象に、病気や失業の際の生活資金として貸付を行ってきましたが、他の制度充実等に伴い市が本来的に実施すべき事業かどうかという観点から見直します。	1世帯3万円(市長特認5万円) 無利子、償還期間最大25ヶ月	次のとおり検討 ・国が類似制度(緊急小口資金貸付制度)の創設を検討しており、国制度実施に合わせて廃止する方向で検討中。
交通災害共済事業	同種の民間保険・共済事業の充実と加入者減(加入率26.2%)により、制度を維持する必要性が薄れてきたことから、市が行うべき事業かどうかという観点から見直します。	死亡130万円 障害1.5~33万円	次のとおり実施 ・交通災害共済運営協議会からの答申を踏まえ、廃止(平成14年12月議会において、廃止条例可決)。
市民保養所事業	時代状況の変化とともに当初の設置目的も失われており、また旅行・保養については民間事業者が適切な価格で広範なサービスを展開していることから、市が本来的に実施すべき事業かどうかという観点から見直します。	「民間と競合する公的施設改革」(H12閣議決定)の対象	次のとおり検討 ・新設を予定している2保養所については、事業中止を決定 また既存施設の在り方については、検討委員会からの答申(保養施設事業としては撤退、H15.4.23)に基づき、庁内検討会議を設置し検討中。
生涯学習事業(各種講座等)	学習の成果が個人の資格取得や利益に帰着する講習等については、税負担の公平性とともに関心での受け皿が十二分に整備されてきたことなどから、市が本来的に実施すべき事業かどうかという観点から見直します。		次のとおり実施 ・学習成果の社会還元といった視点から、学習成果が個人の利益に限られやすい講座(成人学校117科目)を廃止。

事業例	見直しの方向・内容	備考	進捗内容
基本健康診査事業	自らの健康は自らの責任において保持することを基本的な考え方として、行政の役割は主に広報・啓発に重点を置くよう転換し、本事業に係る選択検査等については市民自らの責任という観点から見直します。		次のとおり実施 ・医学的見地・費用対効果の観点から、選択項目数を25項目から15項目に削減するとともに、保健所での実施は廃止する。
三田・向丘診療所	北部医療施設の整備に合わせ、施設の必要性について抜本的に見直します。	三田・向丘診療所	次のとおり検討 ・北部医療施設の開設にあわせて廃止する方向で検討中。
がん検診センター	医療機関の充実・所期の目的を達成したこと等から事業の時限性という観点から見直します。	がん検診センター	次のとおり検討 ・井田病院への機能移転の方向で検討中。
民間福祉施設等の運営	運営に要する経費負担について、公立施設とともに、国基準との関係から見直します。		次のとおり検討 ・特別養護老人ホームについては介護保険制度移行に伴い、これまで激変緩和策を講じながら逡減措置を行っており、15年度で終了する予定。

3 効率的・効果的な市民サービス供給システムの構築

市民サービスの提供のために活用してきた直営方式を、行財政改革の基本的な考え方に照らして、次の表に掲げる事業等を例として見直す。特に、生涯学習の各種講座については、職員が中心となって企画運営を行うという手法から、成熟した市民が中心となって自ら講座の企画運営を行うように改める。

効率的・効果的な市民サービス提供システムの構築の例

事業例	見直しの方向・内容	進捗内容
明望園（身体障害者授産施設：直営）	施設改築時に合わせ社会福祉法人に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・現行井田地区福祉施設の再編整備へ向けた検討を実施中。
陽光園（知的障害者授産施設：直営）	施設改築時に合わせ社会福祉法人に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・現行井田地区福祉施設の再編整備へ向けた検討を実施中。
しいのき学園（知的障害児施設：直営）	施設改築時に合わせ社会福祉法人等に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・現行井田地区福祉施設の再編整備へ向けた検討を実施中。
恵楽園（養護老人ホーム：直営）	社会福祉法人等に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・施設のあり方、委託法人等について検討中。

事業例	見直しの方向・内容	進捗内容
ヒルズすえなが（母子生活支援施設：直営）	社会福祉法人等に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・施設のあり方、委託法人等について検討中。
三田あすみの丘（介護老人保健施設：直営）	社会福祉法人等に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・施設のあり方、事業の採算性等について検討中。
わーくす（授産施設：直営、一部民間委託済）	市直営の6カ所の施設については順次社会福祉法人に委託する方向で見直します。	次のとおり検討 ・ワークス多摩福祉館の移転改築に合わせ民営化を図るべく検討中。
市立葬祭場（直営）	南部葬祭場の整備に合わせ委託化する方向で見直します。	次のとおり検討 ・葬祭場運営検討委員会を設置し、平成16年度葬祭場管理業務委託の実施に向け検討中。
公立保育所（直営）	保育基本計画に従い、改築時等に民営化を推進します。	次のとおり検討 ・多摩福祉館保育園の移転改築に合わせ民営化を図るべく検討中。

事業例	見直しの方向・内容	進捗内容
こども文化センター（児童厚生施設：直営）	財団法人に運営を委託化するとともに、児童館機能に加え、地域の市民活動支援の拠点機能を付加するなど、市民ニーズに対応した柔軟なサービス提供をめざします。	次のとおり実施 ・（財）ボランティアセンター等へ委託し、会館時間の延長及び通年会館を行うとともに、中高生の居場所づくりやコミュニティ施設としての活用などの機能強化を図る。
生涯学習事業における各種講座等（直営中心）	引き続き行政が関与すべき事業についても、可能な限りNPOや市民の自主的な参画等による効率的な運営と活性化をめざすとともに、既存公共施設の有効活用や通年開館による市民サービスの向上を図る方向で見直します。	次のとおり実施 ・正規職員の勤務体制の見直しによる通年開館の実施（7月より）により市民サービスの向上を図る。
事業系ごみの収集	民間許可業者による収集の方向で見直します。	次のとおり検討 ・標記見直しに向け検討中

4 公平性の観点に立った受益と負担の適正化

コスト意識を重視するとともに、受益に係る社会的な公正・公平の観点から、真の必要性を考慮しない一律的なサービス提供を見直す。個々人の受益の大きさに相違がある場合には、それぞれの所得の状況に配慮しながら、受益の大きさに比例した費用負担を行うことが、公平性と公正・適正な財源配分の観点からも必要であることから、次の表に掲げる事業を例として見直す。

公平性の観点に立った受益と負担の適正化の例

事業例	見直しの方向・内容	進捗内容
高齢者に対する敬老特別乗車証交付事業	高齢者の社会参加促進策の一環として実施してきた事業ですが、現行のように70歳以上の方々に、その状況と無関係に一律無料で配付する方式を、本人の選択制や応能負担制などの方式を含めて見直します。	次のとおり検討 ・本年度一律交付の方式を改めたが、次年度以降の利用者負担導入について検討中。
福祉措置による特別乗車証交付事業	交付対象者である生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯、心身障害者等については各々の福祉目的ごとに制度が充実してきており、バス乗車証無料交付の意義・必要性を検証する必要があります。必要性の高い対象者(障害者等)に対しても応能負担を求めることを含めて見直します。	次のとおり検討 ・交付対象者ごとに意義等の検証を行い、事業継続、廃止について引き続き検討する。
障害者に対する民間バス乗車券交付事業	民間バスの利便性の高い地域に居住する障害者を対象にした事業であることから、上記事業の対応と連動し、応能負担を求めることを含めて見直します。	次のとおり検討 ・上記と連動しつつ対応を検討。

事業例	見直しの方向・内容	進捗内容
粗大ごみ処理手数料	これまで無料であったもの(100kg 以下)を、適切な受益者負担に改める方向で見直します。	次のとおり検討 ・ 標記見直しに向け検討中。
事業系ごみ処理手数料	小規模事業者(1日10kg 以下)に対しても、事業者処理責任の観点から見直します。	次のとおり検討 ・ 標記見直しに向け検討中。
仮設トイレし尿処理手数料	これまで無料であったものを、適切な受益者負担に改める方向で見直します。	次のとおり検討 ・ 標記見直しに向け検討中。
上下水道使用料	企業会計の健全化・効率化の取組みと並行して、適切な利用者負担に改める方向で見直します。	次のとおり検討 ・ 下水道使用料については専門委員の答申(4/25)に基づき、早急に新財政計画を策定し、その中で使用料改定について検討する。
市立葬祭場使用料	南部葬祭場の整備に合わせて、適切な利用者負担に改める方向で見直します。	次のとおり検討 ・ 平成16年度の南部葬祭場供用開始に合わせて料金改定に向け検討中。
入院時食事療養費の標準負担額に対する助成	重度障害者等に対する医療費助成の一環として実施していますが、「入院と在宅等における負担の公平化を図る観点から、家庭でも要している程度の額を自己負担していただく」という医療保険制度の趣旨を勘案し見直します。	次のとおり検討 ・ 所要の整備を行った上、年度内に助成を見直す方向で検討中。